

件名	愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室
根拠法令等	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）

【改正の概要】

1 改正理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）が施行され、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号。以下「昭和60年地共済改正法」という。）による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による通算退職年金の年額の端数処理が100円未満四捨五入から1円未満四捨五入に変更されたことに伴い、本県条例についても所要の改正を行う。

2 改正箇所

愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例（平成13年愛媛県条例第32号）附則第2条（通算退職料及び通算扶助料の年額の改定）及び第4条（恩給年額の改定の場合の端数計算）

3 主な改正内容

通算退職年金の例による本県通算退職料及び通算扶助料の年額改定の端数処理を100円未満四捨五入から1円未満四捨五入に変更する。※

※ 平成28年4月1日適用。ただし改正後の規定により平成28年恩給年額を改定した場合において、改定後の年額が従前の年額より少ないときは、従前の年額を適用する。
そのほか年額の改定に関して規定整備を行う。

施行日 公布の日

【その他参考事項】

政令の改正点（政令による読み替え後の昭和60年地共済改正法の規定）

改正後	改正前
年金額を算定する場合において、 <u>五十銭</u> 未満の端数があるときはこれを切り捨て、 <u>五十銭以上一円</u> 未満の端数があるときはこれを <u>一円</u> に切り上げるものとする。	年金額を算定する場合において、 <u>五十円</u> 未満の端数があるときはこれを切り捨て、 <u>五十円以上百円</u> 未満の端数があるときはこれを <u>百円</u> に切り上げるものとする。